

令和2・3年度小規模修繕等 参加登録の受け付け開始

有田川町が発注する少額で簡易な工事や修繕などを対象とする有田川町小規模修繕等参加登録申請の受け付けを行います。登録を希望する方は、申請要領に従って書類を提出してください。

現在登録中の場合も、令和2年(2020年)3月までが有効期間となります。引き続き登録を希望される場合は、申請が必要です。

なお、有田川町入札参加資格登録申請要領(建設工事)に基づく登録を行っている場合は、申請することができません。

● 提出期間／随時

※郵送可

● 提出先／財務課(吉備庁舎)

● 申請書類／財務課および清水行政局総務政策室で配布します。また町ホームページからもダウンロードできます。

● 有効期間／4月1日～令和4年(2022年)3月31日

問 財務課(吉備庁舎)

税金

家屋・土地の変更の 届け出は税務課まで

固定資産税は、毎年1月1日現在で土地・家屋・償却資産を所有している方に課税されます。

平成31年・令和元年(2019年)中に新築・増築・取り壊しのあった家屋または用途の変更があった土地(田畑を造成したなど)については届け出てください。

問 税務課(吉備庁舎)

償却資産の申告を お忘れなく!

会社や個人で工場や商店を営んでいる方、アパートや駐車場などを貸し付けている方が、その事業のために所有する構築物・機械・備品などの固定資産(土地・家屋・自動車を除く)を償却資産といえます。1月1日現在における当該償却資産については、1月末日までに申告しなければなりません。

期限間近になると窓口が混みあいます。早めに(1月中旬を目安に)提出してください。

問 税務課(吉備庁舎)

税理士による 地区相談会場のご案内

税理士による確定申告書の書き方などの相談を無料で行います。

※いずれの会場も正午から13時までには相談は行っていません。なお、申告会場の混雑状況によっては早めに受け付けを終了する場合があります。

開設場所	開設日	2月					開設時間
		12 水	13 木	17 月	18 火	19 水	
有田市役所 3階 会議室		●	●				9時30分～16時 (相談受付締切時間 15時30分)
湯浅納税協会 3階 会議室				●			9時30分～15時 (相談受付締切時間 14時30分)
有田川町役場 吉備庁舎3階 中会議室					●		
有田川町役場 清水行政局2階 大会議室						●	

※有田市会場は、有田市文化福祉センターから有田市役所に変更しています。

※ご来場の際には、前年分の控え、源泉徴収票(給与・年金収入のある場合)、所得控除に係る各種証明書などの申告書の作成に必要な書類と筆記用具、印鑑などをご持参ください。

※各会場とも「土地・建物・株式等を売却された所得」「贈与税」「相続税」「山林所得」に関する相談は行っていませんので、これらに関する相談が必要な場合は、湯浅税務署までお越しください。

問 湯浅税務署 ☎63・5351

医療費控除の改正

平成29年(2017年)分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。また、税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。

医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。

問 湯浅税務署 ☎63・5351